清川村ひまわり放課後児童クラブ
令和９年度入所児童募集のご案内

４月１日からの利用を希望する場合

■受付期間　令和８年 11 月2日（月）～令和８年 11 月３０日（月）
※土・日・祝日は受け付けていません。
※先着順ではありません。
■受付時間　午前８時３０分～午後５時１５分
■受付場所　保健福祉センターやまびこ館１階　子育て健康福祉課　子育て支援係
■提出書類　①放課後児童クラブ入所申請書
②保護者の就労、疾病等の状況確認書類（就労証明書等）
③放課後児童クラブ早朝（延長）育成利用申込書（利用する場合のみ）
※子育て健康福祉課窓口、ホームページにおいて申請書類を配布します。
■決定通知　令和９年１月下旬頃に通知
■説 明 会　保護者説明会の開催を予定しています。
※説明会の案内は決定通知に同封します。
※見学も随時受け付けていますので、子育て支援係までお問い合せください。

５月以降の利用を希望する場合

年度途中からの入所については、随時申請を受け付けています。
なお、申請後に入所可否の判定や傷害保険の加入手続き等が必要となるため、申請から入所までに一定の期間を要します。緊急の場合も申請から入所までの期間を短縮することはできませんので、あらかじめご了承ください。
■受付期間　入所希望日の２週間前まで

夏休み期間のみ利用を希望する場合

夏休み期間のみの利用については、年度当初の入所状況等を確認したうえで、決定します。
詳細は広報、ホームページにてお知らせしますのでご確認ください。

【注意】
※入所希望者が定員を超えた場合は入所をお待ちいただくことがあります。
※村から連絡する場合がありますので、申請書には日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。



【お問合せ】
清川村役場　保健福祉センターやまびこ館　１階
子育て健康福祉課　子育て支援係
電話　046-288-3861
申請書は村ホームページからダウンロードできます。

放課後児童クラブの概要

清川村では、放課後等において家庭で保育を受けられない児童に対し、健全な育成を図ることを目的に「ひまわり放課後児童クラブ」を開設しています。

１　開所場所　　清川村煤ヶ谷２１３０番地　村立清川幼稚園内

２　対象児童　　清川村立小学校に在籍し、保護者の就労、その他の理由（疾病、介護、看護等）により、放課後等において保育を受けられない児童で、かつ、集団生活を営む上で著しく支障がない児童

※原則として、ご家族の中の成人すべての方（65 歳以上は除く）が就労等をしていて、閉所時間(１９時)までに児童のお迎えが可能なこと。

３　開所時間　　〇登校日は放課後から１８時３０分まで

〇長期休業日（夏休み等）、学校の振替休日及び平日にあたる祝日は、８時３０分から１８時３０分まで

４　延長保育　　〇１８時３０分から１９時まで

〇一回１００円（月負担限度額 1,000 円　早朝・延長合算）

５　早朝保育　　〇８時から８時３０分（一日保育の場合）

〇一回１００円（月負担限度額 1,000 円　早朝・延長合算）

※早朝・延長保育ともに保護者の就労時間等の事情がある場合に限る。

６　休 所 日　　土曜日、日曜日、年末年始（１２月２９日から１月３日）夏季３日間

７　費　　用　　育成料：月額6,000 円

≪支払方法≫口座振替または納付書(口座振替の場合別途手続きが必要です。)

教材費、おやつ代：月額 2,000 円、夏季休暇については別途費用負担あり

≪支払方法≫集金袋（保護者の方から指導員に手渡ししてください。）

傷害保険料：年額 1,620 円（年度により変動あり）

※ただし、育成料については、１６日～末日までに入所した場合及び１日～１５日までに退所した場合、3,000 円になります。

入所の要件と必要書類

１　入所要件　　同居している成人（父母、祖父母、おじ・おば、兄弟姉妹などの 18 歳～65 歳未満の方）すべての方が就労している、または療養中などであること。

２　必要書類　　①放課後児童クラブ入所申請書

※児童の障がいや発達に気になる点がある場合は、状況や必要な配慮について必ずご記入ください。

②保護者の就労、疾病などの状況確認書類（就労証明書、療養状況証明書等）

※65 歳未満のすべての方の書類が必要です。

※勤務形態によっては、就労証明書に添付して頂く書類がありますので詳しくは記載例をご確認ください。

③放課後児童クラブ早朝（延長）育成利用申込書（利用する場合のみ）

入所の審査について

１　入所審査について

・保護者の就労状況、学年、家庭状況などについて、審査を行ったうえで入所決定をします。申込受付順ではありません。

・入所申請後、児童の生活状況などの調査を行う場合があります。児童の発達などの状況や配慮の必要度、施設状況などを総合的に判断し、集団生活が可能であると認められた場合に入所を決定します。

・入所審査は年度ごとに実施し、入所継続希望者や、兄弟姉妹での優遇はありません。翌年度も引き続き利用を希望される場合は改めて申請が必要です。

・入所後も、保護者の勤務状況、療養状況などの調査を行う場合があります。

２　入所審査の結果について

・承認、保留、不承認のいずれの場合も、結果は文書で通知します。

児童クラブの利用にあたって

１　お預かりについて

・新年度は入学式前の４月１日より預かりを開始します。

・学校を欠席している場合、クラブのみの利用はできません。

・学級閉鎖の場合、その学級に在籍している児童は学級閉鎖期間中、体調がよくてもクラブの利用はできません。

２　児童の送迎について

・クラブへの送迎は児童の安全を考え保護者または成人の代理人が行い、直接指導員と引き渡し、引き取りをしてください。

・別の方がお迎えに来る場合は、必ずクラブへ連絡してください。

３　出欠席の連絡について

・欠席する場合は、メール、ＬＩＮＥ、電話、連絡ノートなど各手段にて必ず事前に連絡してください。

・学校を欠席、早退した場合は、別途クラブへ連絡してください。
（学校からクラブへの連絡はありません。）

・連絡がなく欠席した場合、保護者の職場などに確認の連絡をする場合があります。

緊急時の対応について

大規模災害などで学校が休校になった場合、クラブは原則閉所します。

１　風水害（台風・大雪）などにおける対応

【登校日】

・下校前に気象警報の発表や災害等が発生した場合、学校で児童をお預かりしますので学校の先生から保護者の方へ引き渡しとなります。（児童クラブへは来所しません）。

・児童クラブに来所後に同様の災害等が発生した場合、クラブで安全にお預かりし、状況により保護者の方へ連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。

※村の避難情報などにより安全な場所へ移動することがあります。

※平時から児童の下校時間の把握をお願いします。

【休校日】

長期休業日（夏休み等）、学校の振替休日及び祝日に、災害等が発生した場合や、発生する可能性が高い場合は学校の取扱いに準じ、以下のとおり対応します。

（状況により開所時間前に緊急連絡をする場合があります）

・午前６時の時点で清川村に警報が発令されている場合、臨時閉所（預かりは行いません。）

・開所時間以降に清川村に警報が発令された場合、状況により保護者の方へ連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。

・警報が出ていない場合でも移動が危険だと思われる場合はご家庭で登所の判断をお願いします。

入所後の各種手続きについて

変更、退所の届出などについて

１　変更届

次の場合は、速やかに、クラブまたは子育て健康福祉課に「申請事項変更届」を提出してください。

・入所申請書に記載した内容に変更があった場合（住所、連絡先、家族構成、保護者・児童氏名など）

・勤務先や勤務状況（就労日数・時間、休日等）が変わった場合は、変更後の就労証明書を添付してください。

・その他、入所要件が変わった場合には添付書類が必要となります。

２　退所・休所届

クラブを退所・休所する場合は、原則、退所・休所を希望する月の前月末日までに「退所・休所届」を提出してください。

入所期間が１５日以内である場合は育成料が半額になります。

当月に「退所・休所届」を提出した場合は利用日数にかかわらず育成料は全額になりますのでご注意ください。

クラブでの過ごし方について

１　昼食・水筒の用意

・学校給食のない日（学期始めや学年末、夏休み等）は、お弁当・水筒・歯磨きセットを持たせてください。

２　着替えと持ち物

・着替え（下着・Ｔシャツ・ズボン・タオル・靴下）一式お預かりさせていただきます。持ち物には必ず記名をお願いします。

・長期休暇中は勉強道具を毎日お持ちください。

３　１日の流れ

【放課後】	【１日】
下校	各自登所
児童クラブに到着	お勉強タイム
宿題タイム	おやつ・自由時間
おやつタイム	お昼ご飯・しずかタイム
自由時間・外遊び	おやつ・自由時間
保護者のお迎え	保護者のお迎え